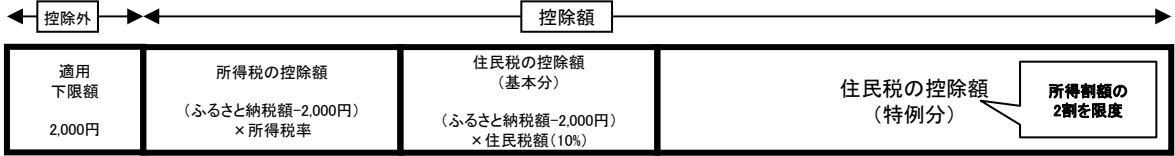


# ふるさとと納税制度について

## 制度の概要

自治体に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。  
 (例: 年収700万円の、扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の方の場合、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)

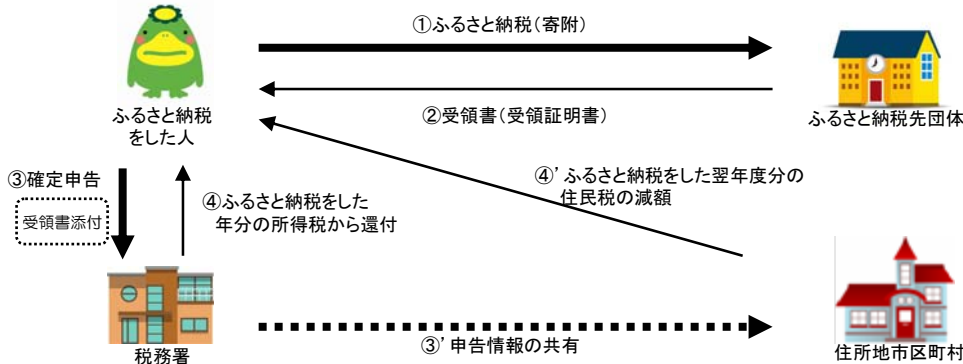


控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)

自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より抜粋

## ふるさと納税の手続(原則)



文面は総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より抜粋

・所得の状況によって控除の条件が異なりますので、税額に関する詳細についてはお住まいの市区町村住民税担当窓口へお問合せください。

・久留米シティプラザ応援プロジェクトへの寄附金について控除適用を希望される方は、確定申告が原則必要ですが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用条件を満たせば確定申告は不要です。

## 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

平成27年4月1日以降に久留米市に寄附をされた場合、確定申告をする必要がない給与所得者の方などは、久留米市に申請書を提出することでお住まいの市区町村へ久留米市が控除申請を代行し、個人住民税の控除を受けることができます。なお、この制度には、適用条件があり、以下のすべての条件を満たしていることが必要です。

(適用条件)

1. 平成27年1月1日から平成27年3月31日までにふるさと納税をしていないこと。
2. 確定申告が不要な給与所得者などであること。
3. ふるさと納税の納付先が5つの自治体までであること。

○ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用についてご確認ください。

### 1. 平成27年1月～3月にふるさと納税をした

いいえ

はい



### 2. 年末調整済の給与所得以外に事業所得など他の所得がある

いいえ

はい



### 3. 給与所得のみだが医療費控除などの確定申告をする

いいえ

はい



### 4. ふるさと納税の納付先が6つの自治体以上である

いいえ

はい



**特例制度が適用されます**

(特例申請書をご提出下さい)

\*申請書の内容に変更があった場合、翌年の1月10日までに、変更届出書を提出して下さい。

特例制度は適用されませんが、  
寄附金控除を受けるためには  
確定申告が必要です。